

議員提出議案第17号

「脱法ハウス」の実態把握及び法的規制に関する意見書
上記の議案を提出する。

平成25年10月2日

提出者

7番	秋家聡明	16番	安西俊一
21番	清水忠	22番	佐藤ゆうだい
23番	米山真吾	30番	三小田准一
31番	中村しんご	32番	斉藤初夫
33番	牛山正	34番	荒井彰一
35番	丸山銀一	36番	倉沢よう次

葛飾区議会議長 梅沢五十六 殿

「脱法ハウス」の実態把握及び法的規制に関する意見書

近年、倉庫・オフィスビルと称しながらも、実態としては居住することを想定した宿泊施設と言える、いわゆる「脱法ハウス」が社会問題となっている。

多人数の居住実態がありながらも、宿泊施設でないことを理由として、建築基準法や消防法等の規定を満たしていないほか、東京都建築安全条例の基準を満たしていないため、危険性が非常に高く、劣悪な居住環境となっている。

国土交通省は6月10日付けで、都道府県・政令市等の特定行政庁に対して、物件に関する情報収集や調査、違反物件の是正指導等を行うように要請した。

葛飾区内においてもこうした施設があり、火災をはじめとする災害の危険性が非常に高く、居住している方はもとより、近隣住民の不安を解消するためにも、早急な対応が求められている。

よって、本区議会は政府及び東京都に対し、必要に応じて「脱法ハウス」を規制することができる法整備等を早期に実現するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。